

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則

- 第1条 会長は本協議会理事会メーリングリスト（以下「ML」）の議長を務める。
- 第2条 理事会の構成員は本協議会の運営に必要と思われる事項について、「提案・表決・意見」することができる。
- 2 構成員は、提案・表決・意見等の審議方法について件名で区別しなければならない。
 - 3 一つのメールで扱う提案は一件、又は関連性の強い提案内容にとどめる。
 - 4 発案日は、原則として月曜日とする。ただし、前もって行う場合などは、メールの件名に日付（メール発信後の最初の月曜日の日付）を記載するものとする。
- 第3条 提案の審議期間は、特に定めない場合は7日間とする。
- 第4条 別に決裁の方法を定めた事項がなく、起案から7日を以て提案について審議がないものは、議長がこれを決裁し評決に付すものとする。
- 第5条 提案が評決に付される場合は、理事会の構成員の3／5以上の賛成を持って可決とする。ただし、その場合は、理事会の構成員の過半数の表決を必要とする。第6条 理事会の構成員は評決に際し、可否の表明を行う。可否の表明をせず、表決を議長又は他の理事に委任したい者はその旨を表明する。
- 第7条 期間中に意思の表明のない理事会構成員に対しては、表決を行う理事会構成員の総数に含めない。
- 第8条 事情により ML の閲覧や投稿ができなくなった理事会構成員は事務局へ電話等により速やかに連絡をする。
- 第9条 可否同数の場合は議長の決裁とする。

附則

この細則は平成 23 年 12 月 19 日から施行する。